

新座市告示第 260 号

新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事業実施要綱（平成13年新座市告示第77-2号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 8 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条・第4条関係）		別表（第2条・第4条関係）	
世帯階層区分	助成金額	世帯階層区分	助成金額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	居宅の改善整備に要した費用の額とし、 <u>375,000円</u> を限度とする。	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	居宅の改善整備に要した費用の額とし、 <u>360,000円</u> を限度とする。
前年分の所得税額が100,500円を超える世帯主又は世帯員のいない世帯	居宅の改善整備に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、 <u>250,000円</u> を限度とする。	前年分の所得税額が100,500円を超える世帯主又は世帯員のいない世帯	居宅の改善整備に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、 <u>240,000円</u> を限度とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。